

## ○岡山市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 私立保育所等を設置するものが、保育士等の人材確保や離職防止を目的として、保育士等の宿舍借り上げを実施するための経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「私立保育所等」とは、市内に所在し、次の各号のいずれかに該当するもののうち、国、県及び市以外のものが設置したものをいう。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けた法第39条第1項に定める保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）

(2) 法第34条の15第2項の規定により認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(3) 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条により設置認可された私立の幼稚園

(5) 法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、企業主導型保育事業費補助金実施要綱「第3」に基づき行う保育事業

(6) 事業実施年度において、岡山市認可外保育施設登録要綱第2条第2号に規定する特認登録保育施設として認定された施設

3 この要綱において、「保育士等」とは、私立保育所等に勤務する保育士、保育教諭及び幼稚園教諭（当該私立保育所等を運営する個人又は法人の役員を除く。）をいう。

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、私立保育所等を設置するものであって、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす宿舍（以下「補助対象施設」という。）に次条に定める補助対象保育士等を居住させているものとする。

- (1) 補助事業者が直接借り上げている物件であること。
- (2) 原則として、市内に所在する物件であること。
- (3) 補助事業者又は補助事業者である法人の役員、職員その他の利害関係者が所有する物件でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

- (1) 市税を滞納しているもの
  - (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの
- （補助対象保育士等の要件）

第4条 補助対象保育士等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成31年4月1日から令和9年3月31日までの間に新たに保育士等として補助事業者には雇用され、雇用から3年（36月）を経過していないこと。
- (2) 「保育人材確保事業の実施について」（令和6年5月30日付けこ成保第312号こども家庭庁成育局長通知）で定める保育士宿舍借り上げ支援事業を過去に利用し、退職した者（ただし、令和6年度において本事業の対象であって、令和7年度及び令和8年度も引き続き本事業の対象となった者を除く。）でないこと。
- (3) 所定の労働時間が月140時間以上であること。
- (4) 本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象保育士等が雇用された月から起算して36月の間において、補助対象施設の借り上げに係

る費用のうち、賃借料、共益費、管理費（以下「賃借料等」という。）とし、他の補助事業の補助対象経費になっているものについては、この補助事業の補助対象経費としない。

2 補助事業者が、補助対象保育士等から賃借料等の一部を徴収している場合は、当該徴収額を補助対象経費から控除する。

3 第7条第2項に規定する期日を経過して申請された場合は、当該申請日の属する月より前の賃借料等は補助対象経費としない。

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助対象保育士等1人につき、前条に規定する補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した月ごとの額と57,000円とを比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、令和5年度又は令和6年度において本事業の対象であって、令和7年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、56,000円と比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

2 居住日数が1か月に満たない月は、当該月の居住日数で日割り計算した額と当該月における補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

3 第1項及び第2項によって得られた補助対象施設ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付申請は、私立保育所等ごとに行うものとする。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年6月末日までとする。ただし、年度途中の6月以降に補助対象保育士等が補助対象施設に入居した場合は、入居した日の翌月末日（3月中に入居した場合は、3月末日）までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象保育士等一覧表（様式第1号）

(2) 補助対象保育士等の住民票の写し（補助対象施設に居住していることを証明する

もので、申請日から3か月以内のものに限る。)

- (3) 補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し
- (4) 岡山市保育士等宿舍借り上げ支援事業に係る確認書(様式第2号)
- (5) 補助対象保育士等の保育士証(幼稚園教諭の場合は、幼稚園教諭免許)の写し
- (6) 補助対象保育士等の雇用証明書(様式第3号)
- (7) 補助事業者が市税を滞納していないことを証明する書類

4 補助事業者は、交付決定後に、補助対象保育士等の追加、賃借料等の増額その他の申請内容の変更が生じた場合には、市長が定める期日までに規則第12条に規定する変更申請を行わなければならない。

(着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第9条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象施設の物件借り上げに係る経費支払書(領収書、振込証等)
- (2) 補助対象保育士等の住民票の写し(事業が終了した日又は事業が中止した日以降に発行されたものに限る。)
- (3) 補助対象保育士等の雇用証明書(事業が終了した日又は事業が中止した日以降に発行されたものに限る。)
- (4) 補助対象保育士等の補助対象期間分すべての給与明細書(住居手当の有無がわかるものに限る。)

(関係書類の保存)

第10条 補助事業者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の末日から、5年間保存しなければならない。

(個人情報の収集)

第11条 補助事業者が、岡山市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金の交付申請及び実績報告を行うため、補助対象保育士等の個人情報等を収集しようとするときは、岡山市保育士等宿舍借り上げ支援事業に係る確認書(様式第2号)により、補助対象保育

士等の同意を得なければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 交付申請の期限については、平成31年度に限り、第7条中「6月末日」とあるのは「7月末日」とする。

附則

この要綱は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年5月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年2月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年2月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年5月21日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

補助対象保育士等一覧表

NO	保育士等氏名	保育士等資格 取得日	採用年月日	過年度補助金 交付の有無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

所在地

施設名称

団体名

代表者名

### 岡山市保育士等宿舎借り上げ支援事業にかかる確認書

#### 1. 補助対象保育士について

氏名		職種	
勤務施設名			
雇用形態	月に	日勤務	
1日あたりの勤務時間(休憩時間を除く労働契約上の時間)			
	時間	分	
採用年月日	年	月	日
住居手当の有無	無		

#### 2. 対象保育士の本人負担額について

宿舎入居における本人負担の有無

月額 円

本人負担額に日割りがある場合

入居月	円	月
退居月	円	月

上記1. 2及び貸与物件が法人の役員・職員等が所有する物件ではないことについて相違ありません。

補助事業者	住所	
	団体名	
	代表者名	

上記1. 2について相違ありません。

下記3について、これを認識し、理解した上で同意いたします。

保育士等	住所	
	氏名	(本人署名)
過去に他施設(他法人の教育・保育施設に限る)において本補助事業の対象となる宿舎に入居したことがあるか		
<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		

#### 3. 個人情報の提供に関する同意

- ・私(保育士等)の下記①の内容の個人情報を、勤務施設が岡山市に提供すること
- ・岡山市が下記①の内容の個人情報を下記②の範囲内で利用すること

##### ①「岡山市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金」の申請・実績報告に伴い必要とされる情報

- ・住民票の記載事項
- ・保育士証または幼稚園教諭免許の記載事項
- ・給与明細書の記載事項
- ・職歴証明書

##### ②「岡山市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金」の申請・実績報告に関する審査等のため

以上

(様式第3号)

令和 年 月 日

## 雇用証明書

所在地

施設名称

法人名称

代表者名

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

記

①氏名	
②職種	
③採用年月日	
④雇用形態	雇用形態 : 月に 時間勤務
⑤就労時間	1日あたりの勤務時間(休憩時間を除く労働契約上の時間) 時間 分
⑥住宅手当の有無	支給なし
⑦その他特記事項	補助対象期間又は補助対象期間の開始日以前1年の間に、他の事業者が運営する保育施設等での勤務実績があるか。 ( )